

佐賀県外の私立高等学校等の生徒の保護者等（佐賀県内在住）のみなさまへ

令和8年度 佐賀県私立高校生等奨学給付金（家計急変）手続きについて

制度概要

生徒の授業料以外の教育費に充てるための返済不要な給付金です

佐賀県では、私立高等学校等に在学する生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、佐賀県内に在住する低中所得世帯の保護者等に対し、「奨学給付金」を支給します。

通常は7月1日を基準に審査を行います。保護者等の失職等により収入が減少した世帯を対象とした支援を行います。

1 支給要件

〈生徒の国籍要件〉以下の①または②のいずれかに該当すること

- ① 以下の国籍・在留資格を有している者（就学支援金（新制度）の対象者）

- (1)日本国籍を有する者
(2)特別永住者
(3)永住者 など

- ② 上記以外の者

〈その他の要件〉

- ① 生徒が高等学校等に在学していること(令和8年7月1日時点)
② 家計急変により世帯の状況等が下表に該当すること
③ 保護者等が、佐賀県内に住所を有していること※1
④ 生徒が休学していないこと※2
⑤ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されてないこと
- ※1 保護者等の住所が佐賀県外の場合は、その住所の都道府県の要件を確認
※2 令和8年7月1日現在で休学をしている生徒については、令和8年12月1日までに復学した場合に限り支給の対象
(注) ①から⑤の要件を満たしている場合でも、一部の対象外の学校の生徒である場合等、対象外となる場合あり
※支給には学校の種類に応じた上限回数があります。

2 支給額

支給額は、家計急変の時期、世帯の状況等によって異なります。

例) 7月1日までに家計が急変した場合（年額を支給）

収入の状況等【全日制・定時制・通信制】		支給額（年額）
住民税非課税世帯（所得割合算額が0円）	全日制・定時制	152,000円
	通信制	52,100円
所得割合算額が100円以上105,500円未満 （年収270～380万円相当世帯）※1 ★対象世帯拡充	全日制・定時制	50,670円
	通信制	17,370円
所得割合算額が105,500円以上182,500円未満 （年収380～490万円相当世帯）※1 ★対象世帯拡充	全日制・定時制	38,000円
	通信制	13,030円

※1 国籍要件が②の者は対象外

収入の状況等【専攻科】		支給額（年額）
住民税非課税世帯（所得割合算額が0円）		52,100円
所得割合算額が100円以上105,500円未満 （年収270～380万円相当世帯）	生徒の国籍要件が①の者	17,370円
	上記以外の者	10,420円
所得割合算額が105,500円以上264,500円未満 の多子世帯（3人以上の子） （年収380～600万円相当世帯）	生徒の国籍要件が①の者	13,030円
	上記以外の者	10,420円

(注) 7月2日以降に家計急変の場合、支給額は家計急変の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の月数に応じて算定しますので、上表とは異なります。

申請 手 続

給付金を受給するためには、期限までに所定の申請手続きが必要です

3 提 出 書 類

家計急変したことが分かる書類は、家計急変の発生事由により異なるため、申請をお考えの際は、事前に県にお問合せください。

書 類	
☐ 佐賀県私立高校生等奨学給付金支給申請書 [様式第 1 -2 号] ※申請書に添付する書類も必要になることがありますので、申請書をご確認ください	
☐ 口座振替依頼書 [様式第 4 号]	
☐ 在学証明書 [様式第 5 号] (※所定様式に学校が記載 押印必要)	
☐ (専攻科のみ) 個人対象要件証明書 [様式第 16 - 1 号] (※所定様式に学校が記載押印必要)	
☐ 家計状況申立書 [様式 17 号]	
☐ 家計急変したことが分かる書類 例) ① 失職した場合離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ② ①以外の(家計急変前) 課税証明書等 (家計急変後) 会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書 類など ※専攻科で扶養する子が 3 人以上いる世帯の場合は、市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等(②の書類で確認できる場合は不要) 及び扶養親族申告書(様式第 19 号)	
☐ 高校生等の国籍・在留資格等 (○いずれか一つ、●は必須、住民票の写しは原本(コピー不可))	
① 日本国籍	● 生徒本人の住民票の写し(本籍記載、個人番号記載なし)
② 特別永住者	○ 生徒本人の特別永住者の写し ○ 生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)
③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者 ※日本国に永住する意思ありの方	○ 生徒本人の在留カードの写し ○ 生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)
⑦ 家族滞在者 ※日本国で就労する意思ありの方	○ 生徒本人の在留カードの写し ○ 生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ● 生徒本人の日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ● 生徒本人の日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ● 生徒本人の日本の高等学校の卒業証書の写し又は卒業証書(専攻科のみ)
⑧ 上記以外の在校生	書類不要
⑨ 上記以外の新生入生 ※在留資格が留学の者を除く	○ 生徒本人の在留カードの写し ○ 生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)

4 支給の流れ

佐賀県に申請書類を提出

受給資格の確認

佐賀県から保護者等へ支給決定等通知

県から指定口座へ振込み

書類の不備等がある場合は、県から連絡をします。
書類を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないかご確認ください。
申請書類には、日中必ず連絡がつく電話番号を記入してください。

書類の提出時期等により、通知及び振込時期は異なります。
なお、申請書類に不備等がある場合は、処理が遅れます。

5 申請期限

令和9年2月26日（金曜日）まで

- ※ 期限までの間、申請は随時受け付けます。
- ※ 申請をお考えの際は、速やかに下記問い合わせ先に必要書類等をお尋ねください。
- ※ 期限までに申請がない場合は、給付できないことがあります。

4 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室（新館5階） 宛

※郵送される場合は、送達過程記録をできる方法（簡易書留）をお願いします。

5 注意事項

- 1 事実と異なる内容の申請により、本来受け取ることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課せられます。
- 2 給付金は、生徒の教育費に使用してください。

問 合 せ 先

申請等でご不明な点等ある場合は、下記へお問い合わせください

佐賀県 総務部 法務私学課 私立中高・専修学校支援室
電話 0952-25-7464